所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定要件変更について

介護老人保健施設において、厚生労働大臣が定める基準に基づき、以下のような条件を満たした場合に算定可能となります。

当施設における所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定要件】

① 所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

② 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ　肺炎

ロ　尿路感染症

ハ　帯状疱疹

ニ　蜂窩織炎

④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤ 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、帯状疱疹の検査･診断･治療に関するガイドライン等を参考にすること。

⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑦ 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

【令和４年度算定状況】

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	0	1	0	1	0	0	2	2	2	1	0	0	9
	日数	0	4	0	2	0	0	9	12	12	5	0	0	44
尿路感染症	件数	0	3	2	0	2	0	3	2	2	3	4	2	23
	日数	0	15	4	0	13	0	17	14	16	13	27	13	132
帯状疱疹	件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4
	日数	7	0	0	0	0	0	0	0	0	16	1	0	24
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4